

「第4次障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」(素案) についてのご意見の内容と市の考え方

案件名	「第4次障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」(素案)
募集期間	令和6年1月5日(金) から令和6年2月5日(月) まで
公開場所	市ホームページ、福祉課窓口、市役所本庁舎1階市民プラザ、各出張所(城東・羽黒・楽田・池野) 市立図書館、身体障害者活動センター「ふれんど」
意見数	8件

いただいた意見・提案【1】

1、人材確保・育成について

計画にも人材確保・育成(研修など)が記載されていたが、どの分野でも担い手が不足されることが想定されている。その中で特に医療や福祉・保育・従事者の社会的保証が充分とは言えないことは承知のことと思います。

令和4年の1年を通じて勤務した給与所得者の平均年収は458万円となっており、令和4年度介護従事者処遇状況等調査結果、常勤の介護福祉士の平均年収は397万2,960円です。と言われているように、担い手確保には、生活の保障をさらに拡充を検討していただくことが必要かと思えます。

犬山市独自の支援を検討していただきたいと思えます。

専門性の向上はもちろん必要であり、虐待などの防止も必要になるかと思えますが、余裕をもって安心して働く環境のサポートをお願いします。

市の考え方【1】

国で設置する障害福祉サービス等報酬改定検討チームでは「障害福祉分野における賃上げをはじめとする人材確保への対応は喫緊かつ重要な課題であり、物価高騰・賃金上昇、経営の状況、支え手が減少する中での人材確保の必要性等を踏まえ、利用者が必要なサービスを受けられるよう、必要な処遇改善の水準の検討を含め、必要な対応を行うことが重要な課題である」と捉え議論し、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率は全体で+1.12%の内容で取りまとめられました。これを受け、国は必要な法改正を予定しています。

当市では、国が提示する報酬基準に基づき、介護給付費等を適正に支給してまいります。しかしながら、いただいたご意見のとおり、専門性を持つ支援者が安心して働ける環境づくりが、障害者虐待のリスクを減らし、支援の質を保つことにつながると考えますので、福祉職員の処遇改善については、今後も国等へ要望してまいります。

福祉人材の育成・確保については、本計画の第4章「分野別施策の展開方向と今後の取り組み」において掲げた施策の方向性を目指し、市内の障害福祉サービス事業所等も参画する犬山市障害者自立支援協議会の活用や、福祉人材を育成するための研修を開催することで、福祉従事者の確保や支援の質の向上を図っていきます。

いただいた意見・提案【2】

2、医療・障害の教育について

既に、学校教育において、病気や障害の教育は進んでいることは承知しています。さらに、地域住民に理解を進めるためにも、市職員や専門職による出張講座などの充実を検討していないか、学校区もしくは町内単位で、サポートの仕組みや制度などを知る機会を提供してもらえるとより良いのではないかと思う。

発達障害や知的障害などの障害のグレーゾーンの子供に対しての支援を検討してほしい。既に、サポートが必要な子供には補助の先生がついてくれているが、学校によっては複数人児童がいるとマンパワーが足りていないと思う。拡充を検討してほしい。

市の考え方【2】

当市では、障害福祉に関する講師依頼を受け職員を派遣しており、これまで民生委員児童委員の研修や特別支援学校、障害福祉サービス事業所の利用者及び保護者等に向け研修を実施してきました。「出前講座等の開催」については、本計画の中で施策の展開方向「障害理解の促進」において取り組む事業として掲げており、いただいたご意見のとおり、専門職等による出張講座などの充実は、障害者理解のために必要であると考えますので、事業周知を図るとともに、講師依頼を受け職員を派遣していきます。

また、令和5年4月に、本計画の上位計画である「犬山市地域福祉計画」を策定し、地域の人と人とのつながりを大切にし、地域で互いに支え合うしくみづくりを推進しています。更に、令和6年4月には「犬山市手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例」を制定し、更なる市民の障害理解を促進し、差別や偏見をなくすことを目指します。

現在当市では、発達障害等の特別な支援を必要とする児童生徒に対して、適切な支援や指導を行い、集団の中でよりよく関わり合い、共に学び合う授業や学校生活を実現するため、市独自に教員免許を持った者を特別支援教育支援員として配置し、生活面の支援だけでなく、学習面も支援しています。

「特別支援教育支援員・介助員・看護師の配置」については、本計画の中で

「特別支援員教育の実施の施策の方向」において、取り組む事業として掲げており、適正な支援員等の配置については、配置人数を毎年度見直ししています。

いただいた意見・提案【3】

3、高齢の障害者のことも踏まえて

既存の各地域の包括支援センターの機能に障害児・障害者基幹相談センターの機能・生活困窮・重層的支援事業の拡充を検討してはどうか？総合的な支援を展開や窓口の分かりやすさ。相談者には窓口が多いと混乱してしまう。制度・政策によって窓口が分かれているのは、市民にとっては不便なことや余分な予算がかかるのではないかと思う。

市の考え方【3】

地域社会においては、社会的孤立、育児と介護のダブルケア、ヤングケアラー、8050問題など、複雑化・複合化した課題が発生しています。

これらの課題は、高齢、障害、子ども、生活困窮といったこれまでの分野別の支援体制では対応が困難な場合があります。多様な市民の支援ニーズを受け止めるためには、地域力の強化が一層求められているため、本計画における計画の基本理念においても、「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えた地域共生社会の実現を掲げ、目指しています。

当市では、複雑化や複合化が進んでいる地域生活課題に対応するため、高齢、障害、子ども、生活困窮などの分野を超え、全世代に対応する相談支援を行うため、令和4年4月に「ふくし総合相談窓口（犬山市役所1階福祉課）」を設置しました。

また、令和6年度から、この窓口を中心に多機関協働などを一体化して行う「重層的支援体制整備事業」を本格的にスタートします。

「ふくし総合相談窓口」で受けた相談については、相談者の同意のもと支援関係機関で情報を共有し、各機関の専門性を生かし連携して必要な支援を行う「重層的な支援体制」を構築しています。

いただいた意見・提案【4】

4、アクセス・買い物の利便性

障害者や高齢者がアクセスが難しいことも考え、買い物のサポートやアクセスのサポートもしくはアウトリーチによる支援を検討に入れてほしい。

市の考え方【4】

当市では、障害者や高齢者などの交通弱者を含む、市民の生活を支える重要な足として、コミュニティバスを運行しています。障害者はコミュニティバスの乗車賃減免や、タクシー料金、身体障害者の移動に使用するための自動車を改造するための費用などの助成を実施し、積極的な外出を支援しているところです。

上記「移動手段の支援」については、今期の本計画「ニーズに合った福祉サー

ビスの提供」において、継続的かつ重点的な施策として捉えています。

買い物支援等、日常生活におけるサービスは、障害の程度に応じ、訪問系サービスにおいて利用できるものもありますが、昨今インターネットや電話を利用し自宅まで品物を配達する民間サービスも増えていることから、ネットスーパーでの購入などの選択肢も含め、支援機関などで相談に応じています。

いただいた意見・提案【5】

障害者団体の決まった所しか、ヒアリングしていない。
そこに通っていないと、ヒアリングして貰えないのか？不公平と感じた。

市の考え方【5】

団体ヒアリングは、全ての団体より意見を聴取することは困難なため、市の附属機関である「犬山市障害者自立支援協議会」において、身体、知的、精神、障害児の意見を聴取するため選出した団体に実施しました。

その他に、広く市民から意見を聴取するため、個人から意見を伺う「パブリックコメント」や当事者等へのアンケート調査を実施しました。

- ①令和4年度 アンケート調査実施 計4,752人
対象者
- | |
|----------------------|
| 犬山市内の障害者手帳を所持する人 |
| 障害児通所支援を利用する児童を養育する人 |
| 18歳以上の市民（無作為抽出1000人） |
- ②令和5年度 パブリックコメント（市内8カ所、市ホームページ）
愛知県意見聴取
事業所聞き取り調査 など

いただいた意見・提案【6】

児発、放課後デイの受給者証の日数から、

日中一時支援の日にちを差し引くのをやめて欲しい。療育を受けたいのに、昼間の活動と言う括りにしないでほしい。

サービス内容が、そもそも違う。利用仕方も違う。

他の市（小牧、一宮、名古屋など）は、児発、デイはセルフプランもしており、さらに27日支給なのに、大きい市の犬山市が23日支給。

日中一時で差し引き、23日足りるわけではない。

市の考え方【6】

平成 28 年 3 月 18 日付 27 障福第 2415 号「障害児通所支援等と地域生活支援事業の併給利用について（通知）」の愛知県通知を踏まえ、障害児通所支援等と地域生活支援事業の支給量を合わせて最大 23 日（月-8 日）で原則決定しています。

しかし、個々の特別な事情により不足する場合などは、相談支援専門員へご相談ください。

いただいた意見・提案【7】

障害児を診れる病院や施設が少なすぎる。市外に行かなければならない。

市外も、市民限定の所が多い為、さらに遠方に行かなくてはならない。交通費がかかる。

そのようなことを考えて、助成金を増やして欲しい。

犬山市からの助成金が少ない。

市内に病院、訓練や療育施設がある病院があるわけでは無く、

市外に出て行かなければいけないのに、ガソリン代にもならない。何とかして欲しい。

（障害者扶助料、月 2600 円で何ができるか？

物価も上がっているのに、なぜ少額の手当しか出さないのか意味があるのか？）

他県（岐阜）に隣接して、短期入所の施設が犬山市と契約していないということを知った。

障害児の短期入所の利用が犬山市民からないということは、今まで短期入所の申請許可をおろしていないことが現実である

市の考え方【7】

障害児通所支援事業所は、市内外を問わず増加していますが、障害に関する専門性の高い医療や訓練を行う病院や施設は、県内でも限られており市外へ足を運ぶ必要があることは認識しています。

身近な地域で専門性の高い治療や訓練を受けられる環境は誰もが願うことであると考えます。

障害者への助成については、現在、主に次のことを実施しています。

- ① 障害者等の所有する自動車（対象範囲あり）の自動車税種別割及び自動車税環境性能割又は軽自動車税（種別割）の減免（上限 年税額 45,000 円～51,700 円）
- ② 重度障害者へタクシー料金助成事業（上限 700 円×最大 48 枚）
- ③ 身体障害者等の自動車を改造するための費用助成（上限 100,000 円）
- ④ 身体障害者の自動車運転免許取得助成事業（上限 100,000 円）
- ⑤ 障害者扶助料（障害等級により月額 1300 円～2600 円）
- ⑥ 愛知県在宅重度障害者手当（月額 6,750 円～15,500 円）
- ⑦ 特別障害者手当（月額 27,980 円～34,830 円）
- ⑧ 障害児福祉手当（月額 15,220 円～22,120 円）
- ⑨ 特別児童扶養手当（月額 35,760 円～53,700 円）

※各制度の助成には支給要件があります。

以上のことから、現在のところ更なる助成制度の拡充は予定しておりません。

障害福祉サービスの「短期入所」は国が実施主体の事業であり、都道府県等の指定を受けて設置する事業所です。

岐阜県の指定を受けた事業所を犬山市民が利用する場合、市と事業所が契約を結ぶ必要はなく、事業所と利用者の利用契約が必要となります。

ただし、市が実施主体である地域生活支援事業（移動支援、日中一時支援、地域活動支援センターなど）は、市と事業者の契約等が必要となります。

いただいた意見・提案【8】

親のレスパイトを使わずに、虐待などに繋がってしまったら、どうするのか？

今まで耐えてきたが、誰が助けてくれたか？

誰も助けてくれなかった。

児相に頼め。と福祉課は言ったが、児相は養育不能という判断で、子を預かるように措置をされる。養育不能ではなく、レスパイトとして使いたいのに、児相に、措置されなきゃいけないのか。

なぜ福祉課（犬山市）の許可がいるのか。

助けて欲しいから、短期入所の申請をお願いしたんじゃないのか。

行政が助けてくれず、死ぬと言われてると感じた。

犬山市は、「祖父母」ありで考えているようだが、祖父母ありきで、生活などしてない。

福祉サービスがあるのに、わざと使わせないようにしているとしか感じられない。

市の考え方【8】

障害福祉サービスに限らず様々な支援制度、家族を含めた地域の支援の活用も含め、障害児（者）の保護者のレスパイトは必要と考えます。

ご相談の際、当方の説明不足からそのように感じ取られたということは、大変申し訳なく思っており、窓口での丁寧な対応については、職員教育を徹底してまいります。

相談支援専門員は、支援する障害者の心身の状況や、取り巻く環境などを踏まえ、障害者やその家族が安心して地域で暮らしていくことができるよう、福祉サービスや地域の社会資源も含め勘案し、サービス利用計画を作成しています。地域の実情から望まれる支援が得られないこともあります。障害者とその家族、相談支援専門員、サービス提供事業者、行政含め関係機関が連携し、皆で一緒に考えそれぞれの役割を分担し実行していくことが大切であると考えます。

本計画に掲げる理念や目標に基づき、各施策が適正に行われるよう、鋭意努力してまいります。